

20260318資省部第1号
国港海環第275号
令和8年3月23日

各都道府県知事 殿

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課長
国土交通省港湾局海洋・環境課長

洋上風力発電事業に係る維持管理の適切性の確保について

令和8年4月1日付けで、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）が施行されることに伴い、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年経済産業省・国土交通省令第1号）を公布したところである。

同省令による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則（平成31年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）において海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準として新たに規定した内容について、下記のとおり通知する。経済産業大臣及び国土交通大臣は、これらの基準に基づいて今後厳格に審査を行う。情報管理等の観点から維持管理の適切性を確保することの重要性に鑑み、都道府県が洋上風力発電事業を行う者の選定等を行う場合又は洋上風力発電事業を行う者に対して条例に基づき許可を行う場合には、こうした基準を勘案して審査等を実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言とする。

本通知に関し、疑義及び不明な点がある場合等には、経済産業省及び国土交通省の担当までご連絡を頂きたい。

記

- ① 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する、当該設備を設置する海域に関する非公表の情報を、事業を適切に実施するために必要と認められる目的以外のために利用しないことを確保するための措置を講じること（施行規則第6条第2項第4号及び第11条第2項第4号参照）
- ② ①の情報の管理の方法を定めることにより、情報漏えいの防止を図るための措置を講じること（施行規則第6条第2項第5号及び第11条第2項第5号参照）
- ③ 外国の法的環境等により海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の適切性が影響を受けるものではないこと（施行規則第6条第2項第6号及び第11条第2項第6号参照）

以上